

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、<u>次に掲げる額を助成する。</u></p> <p>(1) <u>乳幼児等及びこどもの入院療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>乳幼児等及びこどものうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額</u></p> <p>(3) <u>こどものうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額の3分の1に相当する額</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、<u>医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額を助成する。</u></p> <p>以下省略</p>